

議案第10号

財産の取得について

次の財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高根沢町条例第152号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日

高根沢町長 加藤公博

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 職員用インターネット専用端末 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 8,827,500円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目1番11号
株式会社大塚商会 宇都宮支店
支店長 宮下 幸夫 |